

◎新潟県告示第935号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
新発田市
- 2 事業の種類
新発田市供用駐車場造成事業（保全事業を含む）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新発田市中央町4丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
新発田市供用駐車場造成事業（保全事業を含む）（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性
起業者は、本件事業に必要な予算について新発田市9月補正予算で予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性
 - ア 得られる公共の利益
新発田市の中心部には、市の施設である市民文化会館、中央公民館、図書館及び露谷虹児記念館が集中しており、供用駐車場はそれら施設のほぼ中央部分に位置し、市民に広く利用されている。市民文化会館で開催されるイベントや図書館の団体見学、また、露谷虹児記念館が市の観光コースになったことによる観光バスでの来館等、大型バスを利用する場合、現在の駐車場は出入口が狭く大型車両用駐車スペースがない等、大型バスの乗り入れに対応していないことから、基本的に乗り入れは不可としている。そのため、施設前の路上で停車、乗降することが多く、非常に危険であると同時に交通渋滞を引き起こしている状況である。また、事前連絡のあったバス1台のみ駐車を許可しているが、そのスペース確保のため普通乗用車が駐車できなくなり、駐車場利用者から苦情が寄せられることもある。
本件事業の実施により、大型車両の駐車場へのスムーズな進入、交通渋滞の解消、同時刻に複数の駐車及び安全な乗降が可能になると同時に、普通乗用車の駐車スペースに影響を与えることもなくなり、市の公共施設利用者の供用駐車場としての機能をより一層発揮できるものと考えられる。
本件事業で大型車両の駐車スペースを確保した場合、得られる利益のマイナス要因として排気ガスによる環境問題やエンジン音による騒音問題が懸念されるが、アイドリングストップの呼びかけを徹底するほか民家と接しない場所に駐車スペースを設置するなど、近隣住民に十分配慮することで極力抑えられるものと考えられる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。
 - イ 失われる利益
本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを新発田市で確認している。
したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。
 - ウ 事業計画の合理性
本件事業に係る起業地については、供用駐車場に隣接し一体的に利用できる場所で、周囲の市の施設へスムーズに移動できる2箇所を選定し事業費や利便性等で比較検討した結果、既設供用駐車場の一部借地の整備である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
 - (4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、現在の供用駐車場が大型車両に対応していないことによる路上停車や乗降に伴う交通渋滞、大型バス1台の乗り入れによる往来者との接触の危険等、これらに対する苦情のほか危険性を心配する声が寄せられており、事業の早急な実施が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新発田市役所